

建設DX・公共事業労務費調査・国スポ対応

I. 建設DX

■建設DXとi-Construction 2.0

インフラ分野のDX(業務、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革)

インフラの利用
サービスの向上
安全 安心の実現

ハザードマップ(水害リスク情報)の3D表示



リスク情報の3D表示により
コミュニケーションをリアルに

特車通行手続の
即時処理

河川利用等手続きの
オンライン24時間化

デジタルツイン
データプラットフォーム



DiMAPS



PLATEAU

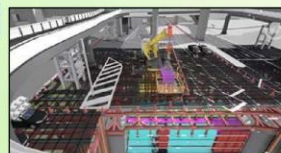
i-Construction 2.0 -建設現場のオートメーション化-



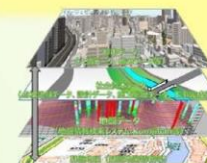
3次元設計の標準化
BIM/CIM



建設機械施工の自動化



デジタルツインを活用した
施工シミュレーション



国土交通データ
プラットフォーム

地下空間の3D化
所有者と掘削事業者の
協議・立会等の効率化

3次元データをやりとりする
大容量ネットワーク



プレキャスト
部材の活用

遠隔臨場



遠隔操作ロボット活用

インフラの整備
管理等の高度化

建設業界 建機メーカー、 測量、地質 建設コンサルタント 等

ソフトウェア、通信業界、サービス業界

占用事業者 等

I. 建設DX

■建設現場を取り巻く背景・課題（生産年齢人口の減少・災害の激甚化・頻発化）

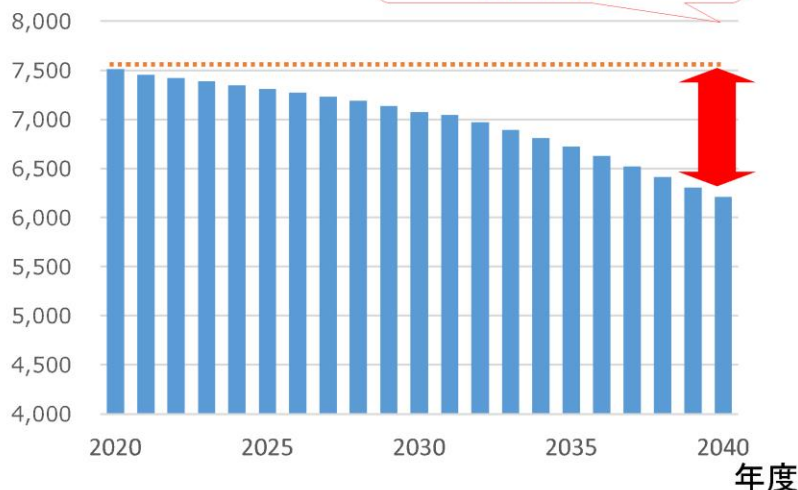
- 生産年齢人口は2040年度には、対2020年度比で約2割減少と予測。
- 毎年のように日本各地で自然災害が発生し、被害が激甚化・頻発化。

生産年齢人口の推移

2020年度 約7,509万人 ⇒ 2040年度 約6,213万人

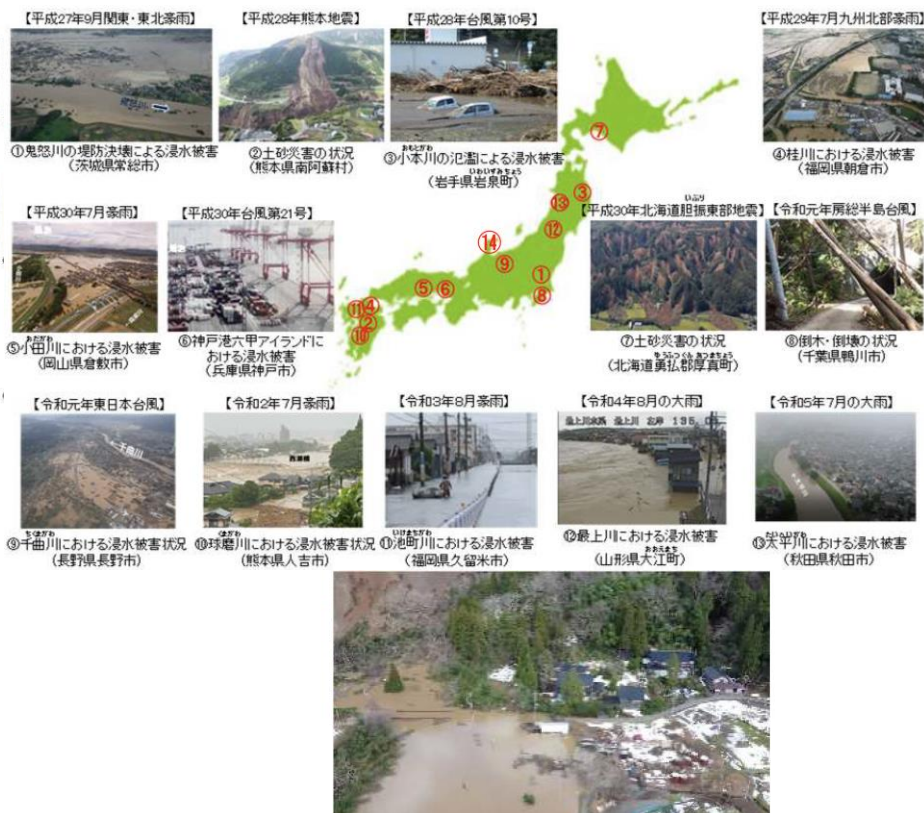
万人

2040年度は対2020年度比
約**2割減少**



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計 (令和5年度推計)」（出生中位(死亡中位)推計)

災害の激甚化・頻発化

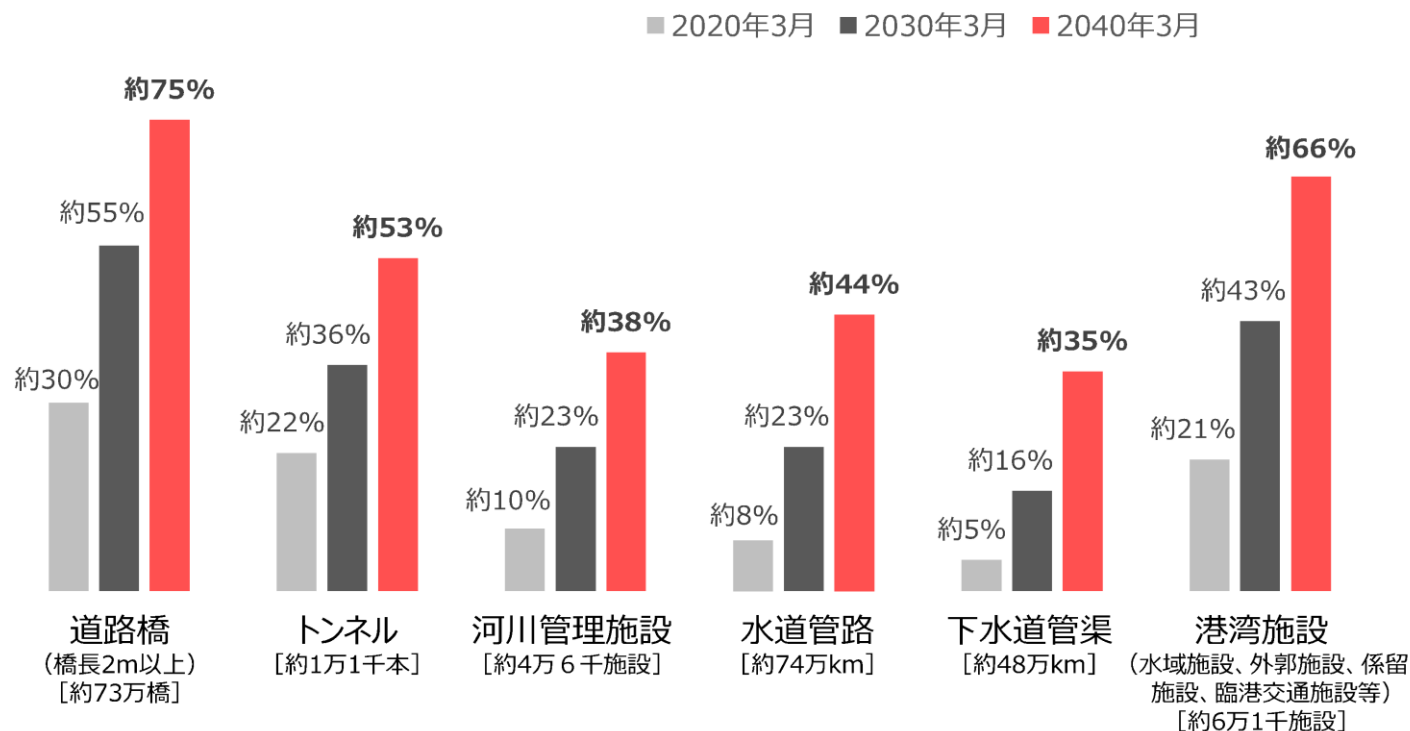


I. 建設DX

■建設現場を取り巻く背景・課題（社会資本の老朽化）

○ 高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、水道、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。



【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

※ 「i-Construction 2.0 ～建設現場のオートメーション化～（令和6年4月）国土交通省」より抜粋

I. 建設DX

■i-Construction 2.0 建設現場のオートメーション化（目的・考え方）

- 2016年から建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、建設生産プロセス全体の抜本的な生産性向上に取り組むi-Constructionを推進。
- ICT施工による作業時間の短縮効果をメルクマールとした、直轄事業における生産性向上比率（対2015年度比）は21%となっている。
- 一方で、人口減少下において、将来にわたって持続的にインフラ整備・維持管理を実施するためには、i-Constructionの取組を更に加速し、これまでの「ICT等の活用」から「自動化」にしていくことが必要。
- 今回、2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上を目指す国土交通省の取組を「i-Construction 2.0」としてとりまとめ公表。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

●i-Construction 2.0の目的や考え方

i-Constructionの目的や考え方
・生産性向上施策
・産学官が連携して生産性を高める
・ICT活用、プレキャスト、平準化をトップランナーとして実施



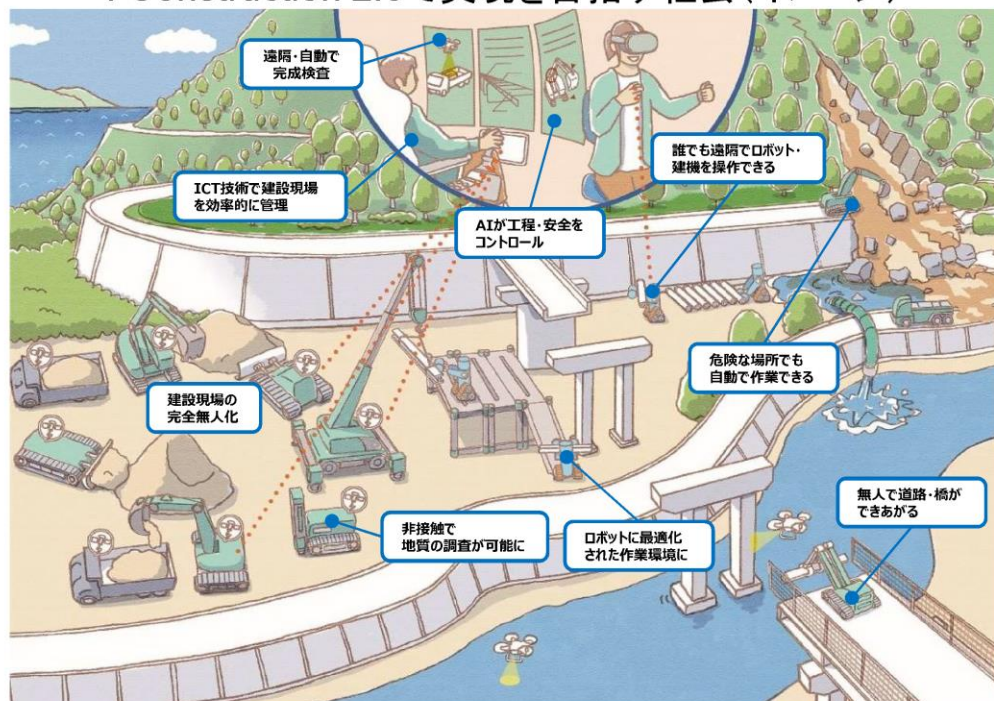
i-Construction 2.0 の目的や考え方
・省人化対策
・人口減少下における持続的なインフラ整備・管理（国民にサービスを提供し続けるための取組）
・自動化（オートメーション化）にステージを上げる

I. 建設DX

■i-Construction 2.0 建設現場のオートメーション化（目指す目標）

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会（イメージ）



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組 (インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

i-Construction 2.0 で**2040**年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

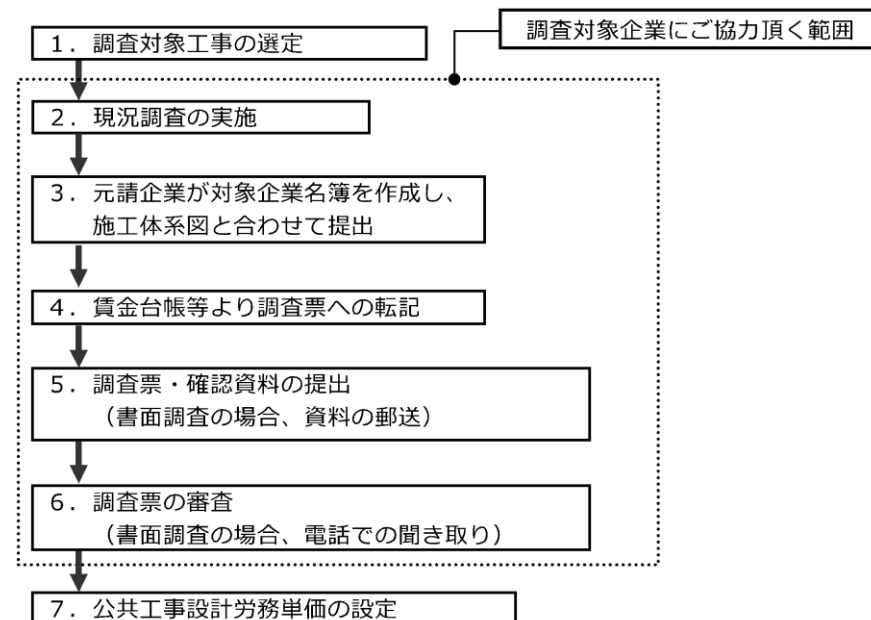
- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

2. 公共事業労務費調査

■公共事業労務費調査の概要

公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」を設定するための基礎となる賃金の調査。
建設業の担い手確保・育成のため「公共工事設計労務単価」の引き上げが重要！


対象工事	国土交通省、農林水産省、都道府県および政令指定都市等所管の公共工事
対象労働者	51職種 （元請企業、下請企業） 一人親方、警備会社含む
対象月	10月の賃金 一部の職種は9月の賃金（10月に従事していない場合） 1日でも従事したら対象
調査フロー	右図参照



■佐賀県発注工事の調査件数（令和5年度実績）


調査件数 (令和5年度実績)	90件 書面調査 60件 + オンライン調査 30件 <内訳>
	<ul style="list-style-type: none"> ・土木事務所 47件 ・ダム管理事務所 8件 ・農林事務所 20件 ・建築住宅課 15件

書面調査



- ①調査対象企業が調査会場に必要資料を郵送。
- ②調査員が郵送資料の審査を実施。

オンライン調査



- ①調査対象企業が必要資料をクラウド上にアップロード。
- ②調査員がクラウド上で審査を実施。

2. 公共事業労務費調査

■公共事業労務費調査のスケジュール

① 調査対象工事の選定、
調査対象業者への通知(8月～9月)

- 国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注機関による協議会（地方連絡協議会）において調査対象工事を選定し、対象工事の受注者に通知
 - ・全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の公共工事より、無作為に約10千件を抽出。

② 現況調査の実施(9月～10月)

- 各発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認

③ 受注者及び下請会社において
調査票の記入(9月～10月)

- 受注者及び下請会社において、調査対象期間である10月に調査対象工事に従事した労働者のうち、積算に使用する51職種について、10月分の賃金等について調査票に記入し、調査票と確認資料のコピーを送付（少数標本職種は9月分の賃金も対象）
 - ・調査対象者数：約11万人
 - ・現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

④ 調査票の審査(11月～12月)
※例年の審査期間は11月のみ

- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握
 - ・賃金台帳、就業規則等との照合・確認
 - ・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等を棄却

⑤ 集計(12月～2月)

- 地方連絡協議会が、公共事業労務費調査連絡協議会（事務局：国土交通省）に審査後の調査データを提出
- 公共事業労務費調査連絡協議会において、集計及び所定内労働時間8時間当たり賃金へ換算

⑥ 公共工事設計労務単価の決定・公表
(2月)

- 公共事業労務費調査連絡協議会において、都道府県別・職種別単価の決定・公表

予定価格の積算に使用(3月～)

- 県独自の労務費調査説明会の実施予定（10月）**
対象：佐賀県対象工事の受注者（元請会社及び下請会社）
内容：調査票の記入要領、注意事項やポイント等

2. 公共事業労務費調査

■無効標本を有効標本へ（お願い）

令和5年度の調査において、佐賀県では約2割の標本が棄却されています！ご注意ください。

こんな理由で棄却されています!!（主なもの）

就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例）作業日報、出勤簿等（過去一年分）等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにしてください。

※おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

3. 国スポ対応

■ S A G A 2 0 2 4 国スポ及び全障スポ開催期間中の工事中止・抑制のお願い

2024年9月（国スポ会期前競技会）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
		競技会		←		
8	9	10	11	12	13	14
路上工事抑制期間（会場 2 km）						
15	16	17	18	19	20	21
→			←			
22	23	24	25	26	27	28
路上工事抑制期間（会場 2 km）						
29	30	1	2	3	4	5
→						

- 国スポ会期前競技会
会場半径 2 km 範囲において「路上工事縮減期間」による工事抑制要請

2024年10月（国スポ・全障スポ）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	1	2	3	4	5
→				国スポ		5 工事中止日 (県内全域)
6	7	8	9	10	11	12
路上工事抑制期間（県内全域）						
13	14	15	16	17	18	19
→		工事中止日 (県内全域)		←		
20	21	22	23	24	25	26
→		閉会式		路上工事抑制日 (県内全域)		26 工事中止日 (県内全域)
27	28	29	30	31	1	2
路上工事抑制日（県内全域）						
→		全障スポ		←		2 閉会式
→		工事中止日 (県内全域)		←		

- 国スポ・全障スポ競技会
県内全域「路上工事縮減期間」による工事抑制要請
- 国スポ・全障スポの開・閉会式
県内全域「路上工事縮減期間」による工事中止要請
県内「現場統一閉所」による工事中止要請